

有価証券及び金銭の信託の時価情報

〈中央ろうきん〉では、会員・利用者の皆さまからお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどにてご利用いただいておりますが、その資金の一部については、国債などの有価証券に投資して運用しています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため、保有する金融商品について「金融商品会計に関する実務指針」他関係法令に基づく決算を実施しています。

有価証券の時価情報

● 売買目的有価証券

売買目的有価証券につきましては、2014年3月末、2015年3月末ともに該当ありません。

● 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項目	2014年3月末					2015年3月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち		貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				益	損				益	損
国債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債	1,279	1,293	13	13	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,279	1,293	13	13	-	-	-	-	-	-

(注1) 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

(注2) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めておりません。

● 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次頁「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額」欄に記載しております。

● その他有価証券

(単位：百万円)

項目	2014年3月末					2015年3月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損				益	損
株式	2,541	2,683	141	180	39	10,086	11,763	1,676	1,676	-
債券	319,314	329,558	10,244	10,303	58	457,428	479,369	21,941	21,994	53
国債	26,836	27,684	847	848	0	130,737	136,865	6,127	6,127	0
地方債	34,464	35,922	1,457	1,459	1	37,746	39,517	1,771	1,771	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	235,683	241,641	5,957	6,002	45	252,165	259,243	7,077	7,097	19
外国証券	22,329	24,310	1,981	1,992	10	36,778	43,742	6,963	6,997	33
その他	1,184	1,210	26	54	28	11,825	12,389	564	628	64
合計	323,040	333,452	10,412	10,538	125	479,340	503,522	24,181	24,299	117

(注1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(注2) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2014年3月末		2015年3月末	
	貸借対照表計上額	2013年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	2014年度の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の債券	—	—	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	115	—	115	—
子会社・子法人等株式	115	—	115	—
関連法人等株式	—	—	—	—
その他の有価証券	13	—	13	—
非上場株式(店頭売買株式を除く)	13	—	13	—
合 計	128	—	128	—

金銭の信託の時価情報

● 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

項 目	2014年3月末		2015年3月末	
	貸借対照表計上額	2013年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	2014年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,003	△1	2,001	1

(注1) 貸借対照表計上額は、期末日における時価により計上したものです。

(注2) 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した時価によっています。

● 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託につきましては、2014年3月末、2015年3月末ともに該当ありません。

● その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

その他の金銭の信託につきましては、2014年3月末、2015年3月末ともに該当ありません。